

## ○通知業務、経歴証明業務及び交通事故証明業務に係る資料の提供について

(平成15年9月30日  
岩交通第363号 警察本部長・自動車安全運転センター岩手県事務所長  
自安セ岩手事発第5号)

岩手県警察本部長（以下「甲」という。）及び自動車安全運転センター岩手県事務所長（以下「乙」という。）は、自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号。以下「センター法」という。）第29条第1項第3号から第5号までに掲げる業務の実施に係る資料の提供について、下記のとおり申し合わせる。

### 記

#### 1 目的

乙がセンター法第29条第1項第3号から第5号までに掲げる業務を実施するため、センター法第31条に基づき甲に対し照会し、甲は乙に対しその回答を円滑に行うとともに、乙に提供される資料の適切な管理を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

#### 2 提供資料の種類

乙は、甲から次の資料の提供を受けることができるものとする。

##### (1) 通知業務

自動車安全運転センター法施行規則（昭和50年総理府令第53号。以下「施行規則」という。）第8条の規定に該当する者に係る警告点通報書及び同人の住所、氏名を記載した違反・事故調査票又は警告点通報者一覧表

##### (2) 経歴証明業務

施行規則第9条に規定された証明書の交付申請をした者に係る通報書

##### (3) 交通事故証明業務

施行規則第10条に規定された事項を記載した書面

#### 3 資料提供の依頼及び方法等

##### (1) 通知業務

甲は、警察庁からの警告点通報を受理した時は、乙に対し、センター法第29条第1項第3号及び施行規則第8条に基づく通知業務に係る資料を速やかに提供するものとする。

(2) 経歴証明業務

ア 乙は、甲に対しセンター法第29条第1項第4号及び施行規則第9条に基づく経歴証明業務に係る資料提供を依頼するときは、記載内容について審査済みの申請書又はその内容について記録したフレキシブルディスクその他の電磁的記録媒体（以下「磁気媒体」という。）により行うものとする。

イ 甲は、乙に対し前記申請書の記載内容又は磁気媒体の記録内容の不備について是正を求めることができる。

(3) 交通事故証明業務

甲は、センター法第29条第1項第5号及び施行規則第10条に基づく交通事故証明業務に係る資料を作成した場合は、乙に対して速やかに提供するものとする。

(4) 甲は、乙からの資料提供の依頼について、上記「2 資料提供の種類」に規定する資料を提供するものとする。

なお、資料の提供は、書面又は磁気媒体で行うものとする。

(5) 資料提供の依頼及び方法等に関する細部事項は、必要に応じて甲と乙が協議の上、別途定めるものとする。

4 資料授受の場所及び授受担当者の登録

(1) 資料の授受場所は、甲が指定する場所とする。

(2) 乙は、あらかじめ資料の授受担当者を指定し、甲に届け出るものとし、担当者に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出を行うものとする。

(3) 甲及び乙は、資料授受の記録を記載するための簿冊を作成し、授受日、授受担当者名、資料授受の件数及び種類並びにその他の事項を記録し、1年間保存する。

5 資料の利用制限

乙は、甲から提供を受けた資料を、自動車安全運転センター個人情報取扱規程（平成15年センター規程第9号）に従って、適正に取り扱わなければならない。

6 資料の保存・管理等

(1) 乙は、通知業務に係る警告点通報書及び警告点通報者一覧表は1年間、同通報者一覧表の内容を記載した磁気媒体は、累積点通知書作成の日から7日間保存す

るものとする。

なお、違反・事故調査票については、累積点通知書作成後速やかに甲に返却する。

- (2) 乙は、経歴証明業務に係る資料について警察庁からの回答内容を記載した通報書は1年間、通報書の内容が記録された磁気媒体については、経歴証明書作成の日から7日間保存するものとする。
- (3) 乙は、交通事故証明業務に係る資料のうち、人身事故に係るものについては、5年間、物件事故に関するものについては3年間、それぞれ保存するものとする。
- (4) 乙は、次に掲げる安全確保の措置をとるものとする。
  - ア 資料の紛失、盗難及びき損の防止
  - イ 資料の漏洩防止及び用済み後データの消去
  - ウ 内部におけるセキュリティ対策

## 7 資料の提出義務等

- (1) 乙は、甲から提供を受けた資料について、甲から提出の指示又は照会があったときは、これに応じなければならない。
- (2) 乙は、甲から提供を受けた資料の運用、管理について、甲から必要な措置を講ずるよう指示を受けたときは、これに従わなければならない。

## 8 業務実施状況の説明

甲は、乙に対し通知業務、経歴証明業務及び交通事故証明業務の実施状況について説明を求めることができる。

## 9 疑義照会に対する回答

- (1) 乙は、乙が発行した累積点通知書、経歴証明書及び交通事故証明書の内容に関し、本人から疑義照会があったときは、速やかに甲に報告するものとする。
- (2) 乙は、前項の疑義照会に回答する場合は、甲と協議するものとする。

## 10 監査

甲は、乙に対し資料の取扱いについて必要な報告をさせ、又は甲の職員を乙の事務所に立ち入り、業務状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ得ることがある。

## 11 その他

本申合せに関し疑義が生じた場合、又は本申合せ締結後事情の変更が生じた場合

には、別途協議することとする。

**附 則**

この申合せは、平成15年10月1日から施行する。